

地方消費税率引上げ分の使途について(令和7年度決算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) 25,781 千円

(歳出)

(単位:千円)

項 目		決算額	財 源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	173,364	66,794	106,570	12,000	94,570
	老人福祉費	42,803	10,810	31,993	3,800	28,193
児童福祉費	保育所費	83,950	18,441	65,509	8,000	57,509
	子育て支援事業費	27,668	17,844	9,824	1,000	8,824
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	13,197	6,241	6,956	981	5,975
合 計		340,982	120,130	220,852	25,781	195,071